

議案第3号

久留米小郡都市計画

津古地区地区計画の決定について
(小郡市決定)

平成29年8月
小郡市

久留米小郡都市計画 地区計画の決定(案) (小郡市決定)

都市計画 津古地区地区計画を次のように決定する。

名称	津古地区地区計画								
位置	小郡市津古の一部								
面積	約11.4ha								
地区計画の目標	<p>本地区は、本市の北端部に位置する、西鉄天神大牟田線津古駅とJR鹿児島本線原田駅を結ぶ原田駅東福童線沿線の地区である。</p> <p>また、本地区は小郡市都市計画マスタープランにおいて、交通利便性を活かした沿道施設等を誘導する地区及び計画的な基盤整備を推進し良好な住環境形成に努める地区と位置付けられており、これらを実現するため、都市基盤整備及び周辺環境との調和を図りながら、生活利便施設及び住宅地を誘導することを目標とする。</p>								
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>良好な市街地環境の形成・保全を図るため、当地区を次のように区分し、各地区の土地利用方針を以下のように定める。</p> <p>A地区 既存住宅の住環境を保全しつつ、津古駅周辺の利便性を生かした土地利用を図る。</p> <p>B地区 既存の住宅と調和を図りつつ、良好な住宅地の形成を図る。</p> <p>C地区 既存の住宅地や自然環境との調和に留意しながら、幹線道路に面した立地特性を活かした生活利便施設等としての土地利用を図る。</p>							
	地区施設の整備方針	良好な市街地形成に必要な区画道路を適切に配置し、良好な生活基盤の整備を図る。							
	建築物等の整備方針	<p>本地区の幹線道路の沿道にふさわしい、商業施設等の適正な立地誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>また、垣又はさくの構造の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限を行い、ゆとりを持った良好な住環境の形成とその維持、保全を図る。</p>							
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路	地区施設の名称及び規模						
			<table border="1"> <tr> <td>1号道路 幅員4m 延長140m</td> <td>2号道路 幅員4m 延長100m</td> </tr> <tr> <td>3号道路 幅員4m 延長88m</td> <td>4号道路 幅員4m 延長80m</td> </tr> <tr> <td>5号道路 幅員4m 延長74m</td> <td>6号道路 幅員6m 延長335m</td> </tr> </table>	1号道路 幅員4m 延長140m	2号道路 幅員4m 延長100m	3号道路 幅員4m 延長88m	4号道路 幅員4m 延長80m	5号道路 幅員4m 延長74m	6号道路 幅員6m 延長335m
	1号道路 幅員4m 延長140m	2号道路 幅員4m 延長100m							
	3号道路 幅員4m 延長88m	4号道路 幅員4m 延長80m							
5号道路 幅員4m 延長74m	6号道路 幅員6m 延長335m								
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	<table border="1"> <tr> <td>A地区</td> <td>B地区</td> <td>C地区</td> </tr> <tr> <td>約1.4ha</td> <td>約2.4ha</td> <td>約7.6ha</td> </tr> </table>	A地区	B地区	C地区	約1.4ha	約2.4ha	約7.6ha
		A地区	B地区	C地区					
約1.4ha	約2.4ha	約7.6ha							
建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td> 1 住宅、共同住宅 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する </td> <td> 1 住宅（長屋を除く。） 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する </td> <td> 1 住宅（長屋を除く。） 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する </td> </tr> </table>	1 住宅、共同住宅 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する	1 住宅（長屋を除く。） 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する	1 住宅（長屋を除く。） 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する					
1 住宅、共同住宅 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する	1 住宅（長屋を除く。） 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する	1 住宅（長屋を除く。） 2 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋 その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。） 3 学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類する施設 4 美術品又は工芸品を製作する							

		<p>ためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設は除く。）</p> <p>6 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 診療所</p> <p>9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以内のもの</p> <p>11 自動車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>12 倉庫（倉庫業を営む倉庫は除く。）</p> <p>13 前各号の建築物に付属するもの（令第130条5の5で定めるものを除く。）</p>	<p>ためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設は除く。）</p> <p>6 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 診療所</p> <p>9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以内のもの</p> <p>11 自動車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>12 倉庫（倉庫業を営む倉庫は除く。）</p> <p>13 前各号の建築物に付属するもの（令第130条5の5で定めるものを除く。）</p>	<p>ためのアトリエ又は工房で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に規定する営業を営む施設は除く。）</p> <p>6 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>8 診療所</p> <p>9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600㎡以内のもの</p> <p>11 自動車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>12 倉庫（倉庫業を営む倉庫は除く。）</p> <p>13 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えないもの</p> <p>14 前各号の建築物に付属するもの（令第130条5の5で定めるものを除く。）</p>
	<p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>建築物、屋外広告物等の形態及び意匠は、次のとおり周辺環境との調和に配慮したものとする。</p> <p>1 建築物の外壁及び屋根の色彩は、原色を避け、彩度は6以下（青系は、彩度4以下）とし、無彩色の明度は、7.5以下とする。</p> <p>2 屋外広告物は、次に掲げる自己の用に供するもの以外を掲出ししないものとする。</p> <p>(1) 屋上利用広告物は、設置又は表示をしないこととする。</p> <p>(2) 一敷地における床面積500㎡未満の建築物については、壁面表示面積の合計は50㎡以下とし、床面積500㎡以上3,000㎡未満の建築物については100㎡以下とする。</p>		

		<p>(3) 壁面利用広告物は、表示する建築物の壁面の垂直投影面積の1/5以下かつ50㎡以下とし、表示面積の1/3を超えて彩度6（青系は、彩度4）を超える色彩を使用する場合は、1/5以下かつ25㎡以下とする。ただし、表示する建築物の壁面の垂直投影面積が500㎡を超えるものについては、垂直投影面積の1/10以下とし、彩度6（青系は、彩度4）を超える色彩を使用する場合は、表示面積の1/3以下とする。</p> <p>(4) 地上に設置する広告物は、高さ10m以下（広告板については、高さ5m以下）とし、表示面積は、1面10㎡以下とする。ただし、表示面積の1/3を超えて、彩度6を超える色彩（青系は、彩度4）を使用する場合は、5㎡以下とする。（5）地色については、周辺環境、建築物等と類似又は調和するものとする。</p> <p>(6) 動光、点滅照明その他これらに類するものは、設置又は表示をしないこととする。</p> <p>(7) 反射効果のあるものは、表示又は設置しないこととする。</p> <p>(8) 電光表示装置を用いて映像を映し出すものは、設置又は表示をしないこととする。</p> <p>(9) 屋根のみの建築物（キャノピー等）において、表示面積が5㎡以内のものについては、上記（3）の限りでない。</p>
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさくの構造は、生垣、透視可能なフェンス等とする。ただし、周辺環境に配慮する防音壁等は除く。
土地利用に関する事項		各地区の建築物のうち店舗、飲食店等の床面積が500㎡を超えるものについては、敷地面積に対して3%以上の緑地化をすること。

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理由

別紙のとおり

理 由 書 （案）

本地区は、西鉄津古駅とＪＲ原田駅(筑紫野市)を結ぶ原田駅東福童線沿道の地区であり、小郡市都市計画マスタープランにおいて、「鉄道駅周辺地区については、計画的な都市基盤整備により、良好な住環境形成に努めます。」、「広域的な交通処理を担う主要な幹線道路の沿道部については、周辺環境に配慮しつつ、交通利便性を生かした沿道施設等の適正な誘導を図ります。」と位置付けています。

これらを実現するため、道路などの都市基盤整備及び周辺環境との調和を図りながら、生活利便施設及び住宅地を誘導することを目的とし、本案のとおり地区計画の決定を行うものです。

地区計画による建築物の用途制限の概要 (津古地区地区計画)

地区計画内の建築物の用途制限		第一種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	A地区	B地区	C地区	備考
<ul style="list-style-type: none"> 建てられる用途 ○ 建てられない用途 ● 建てられない用途 (地区計画で制限) ■ ※①、②、③、④、▲は、面積、階数等の制限あり																	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	②	②	①住宅、共同住宅のみ ②住宅(長屋を除く)
兼用住宅で非住宅部分の床面積が、50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限有り
店舗等	店舗等の床面積が、150m ² 以下のもの	○	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店・損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が、150m ² を超え、500m ² 以下のもの	○	○	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	
	店舗等の床面積が、500m ² を超え、1500m ² 以下のもの	○	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	
	店舗等の床面積が、1500m ² を超え、3000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	
	店舗等の床面積が、3000m ² を超え、10000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	○	○	○	
	店舗等の床面積が、10000m ² を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が、1500m ² 以下のもの	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が、1500m ² を超え、3000m ² 以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3000m ² を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3000m ² 以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッテリー練習場等	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3000m ² 以下
	カラオケボックス等	○	○	○	○	○	①	①	○	○	○	①	①②	○	○	○	① 10000m ² 以下 ② 飲食業務は不可
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	○	○	○	○	○	①	①	○	○	○	①	○	○	○	○	▲客席200m ² 未満
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等は不可
	キャバレー、ダンスホール等、個室付き浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公衆浴場は不可
	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲600m ² 以下①3,000m ² 以下
	自動車教習所	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3000m ² 以下
工場・倉庫等	単独車庫(付属車庫を除く)	○	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲300m ² 以下 2階以下
	建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	③	③	③	① 600m ² 以下 1階以下 ② 3000m ² 以下 2階以下 ③ 2階以下 ※一団地の敷地内において別に制限あり
	倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲倉庫業を営む倉庫は除く
	畜舎(15mを超えるもの)	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3000m ² 以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	○	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	①	①	①	①作業場の床面積原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	①	①	①	②	②	○	○	○	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	②	②	○	○	○	○	○	原動機、作業内容の制限あり 作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50m ² 以下 ② 150m ² 以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車修理工場	○	○	○	○	○	①	①	②	③	③	○	○	○	○	①	原動機の制限あり 作業場の床面積 ①50m ² 以下 ②150m ² 以下 ③300m ² 以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	○	○	○	①	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①1500m ² 以下 2階以下	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	②3000m ² 以下	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
卸売市場、火葬場、汚物処理場、ゴミ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要																

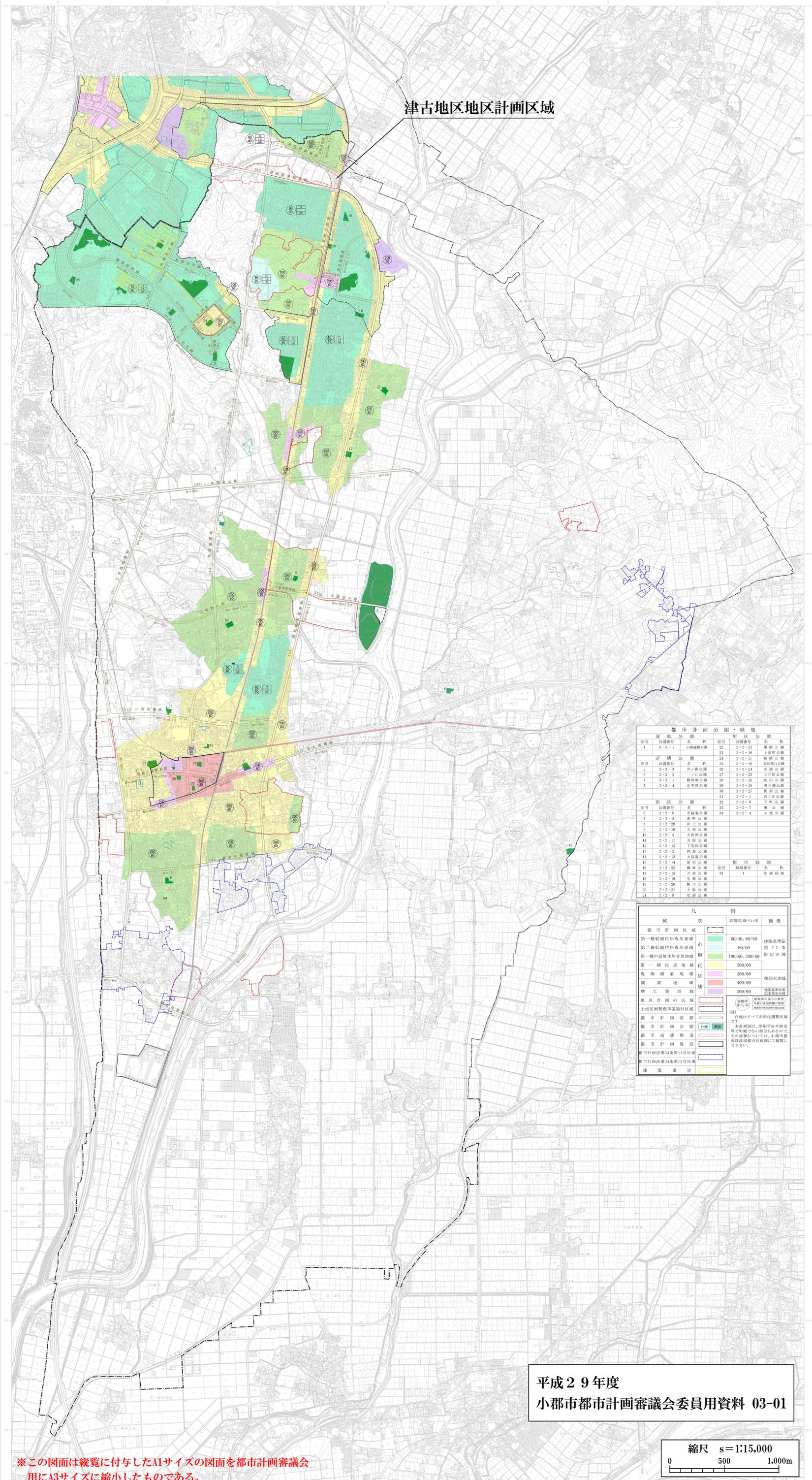
久留米小郡都市計画 地区計画の決定（小郡市決定）

都市計画 津古地区地区計画の経緯と概要

事 項	時 期	備 考
県都市計画課下協議	平成29年1月	
市条例縦覧	平成29年2月1日～2月15日	縦覧者 2名 公述申出書・意見書0名
公聴会	平成29年2月27日（中止）	
事前協議申出	平成29年3月17日	
都市計画の案の縦覧・意見書	平成29年6月2日～16日	縦覧者 2名 意見書 0名
小郡市都市計画審議会	平成29年8月4日	
法定協議申出	平成29年8月（予定）	
決定告示	平成29年10月（予定）	



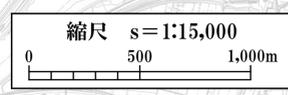
津古地区地区計画区域



都市計画公園・緑地			
記号	公園番号	名称	街区公園
1	6-2-1	400運動公園	22 2-2-23 緑野公園
			23 2-2-16 上野町公園
			24 2-2-17 緑野公園
2	3-3-3	井ノ森公園	25 2-2-18 近隣の公園
3	3-3-2	ノ口公園	27 2-2-25 三才公園
4	3-3-1	藤原公園	28 2-2-26 森田公園
5	3-3-4	北中尾公園	29 2-2-28 廣六公園
			30 2-2-27 駅前公園
			31 2-2-1 新ノ庄公園
			32 2-2-8 行野公園
街区公園			
記号	公園番号	名称	街区公園
6	2-2-6	寺尾公園	33 2-2-7 園公園
7	2-2-5	野野公園	34 2-2-4 小堤公園
8	2-2-29	井上公園	
9	2-2-10	大塚公園	
10	2-2-3	大塚公園	
11	2-2-11	大塚公園	
12	2-2-12	下草田公園	
13	2-2-2	野野公園	
14	2-2-13	大塚公園	
15	2-2-14	前次公園	
16	2-2-22	廣六公園	
17	2-2-15	寺尾公園	
18	2-2-19	寺尾公園	
19	2-2-20	藤原公園	
20	2-2-21	北野公園	
21	2-2-9	北野公園	

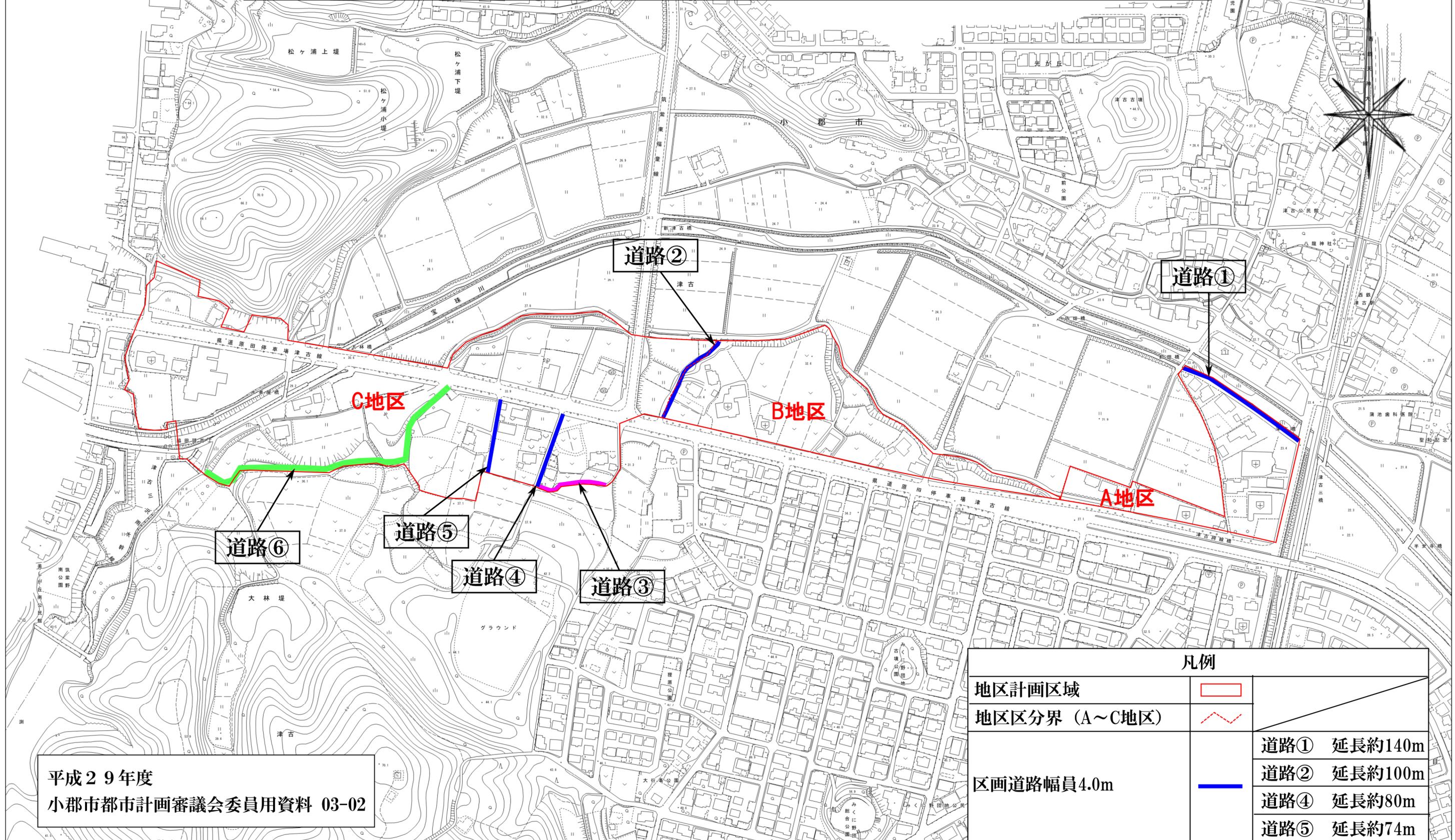
種別	容積率/建ぺい率	概要
都市計画区域		
第一種低層住居専用地域	60/40, 80/50	建築基準法第22条
第二種低層住居専用地域	80/50	指定区域
第一種中高層住居専用地域	100/60, 200/60	指定区域
第一種住居地域	200/60	
近隣商業地域	200/80	
商業地域	400/80	準防火地域
準工業地域	200/60	建築基準法第43条第1項第2号の区域
地区計画の区域		自治会が主体となる地区計画の区域
土地改良事業施行区域		(注) 自治会が主体となる土地改良事業施行区域
都市計画道路		自治会が主体となる市街化調整区域
都市計画公園	緑地	本計画は、自治会や町会等で管理する公園を中心として、その詳細については、小都市建設部都市計画課にて閲覧して下さい。
都市高速道路		
都市計画線路		
都市計画法第34条第11号区域		
都市計画法第34条第12号区域		
建築協定		

平成29年度
小都市都市計画審議会委員用資料 03-01



※この図面は縦覧に付与したA1サイズの図面を都市計画審議会用にA3サイズに縮小したものである。

計画図 (久留米小郡都市計画 津古地区地区計画の決定)



道路①

道路②

C地区

B地区

A地区

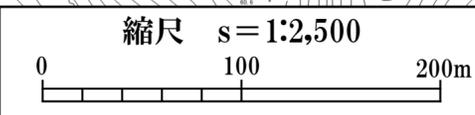
道路⑥

道路⑤

道路④

道路③

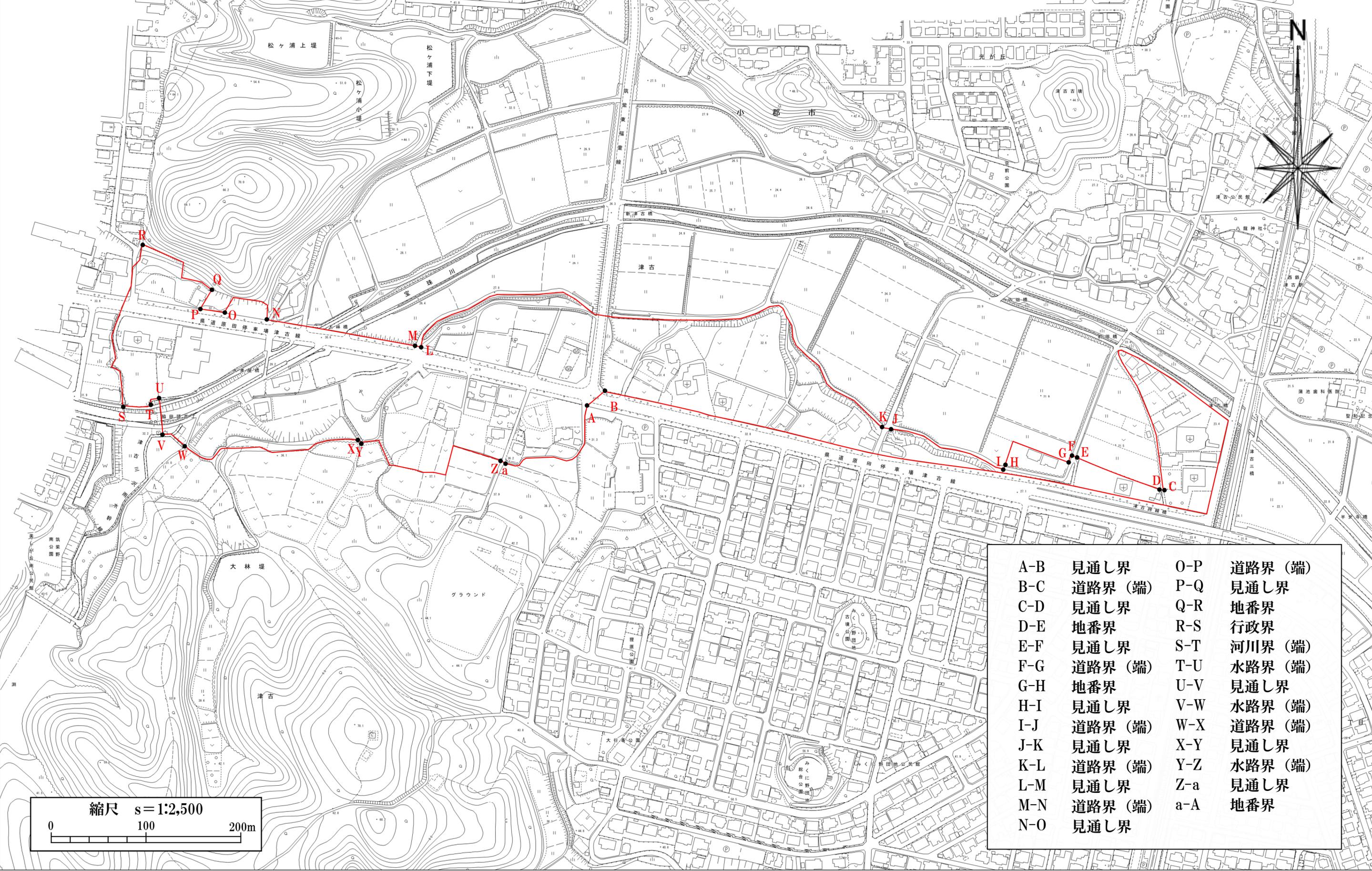
平成29年度
小郡市都市計画審議会委員用資料 03-02



※この図面は縦覧に付与したA2サイズの図面を都市計画審議会
用にA3サイズに縮小したものである。

凡例	
地区計画区域	
地区区分界 (A~C地区)	
区画道路幅員4.0m	
区画道路幅員4.0m (新設)	
区画道路幅員6.0m	
	道路① 延長約140m
	道路② 延長約100m
	道路④ 延長約80m
	道路⑤ 延長約74m
	道路③ 延長約88m
	道路⑥ 延長約335m

【境界図（久留米小郡都市計画 津古地区地区計画の決定）】（参考図書）



A-B	見通し界	O-P	道路界（端）
B-C	道路界（端）	P-Q	見通し界
C-D	見通し界	Q-R	地番界
D-E	地番界	R-S	行政界
E-F	見通し界	S-T	河川界（端）
F-G	道路界（端）	T-U	水路界（端）
G-H	地番界	U-V	見通し界
H-I	見通し界	V-W	水路界（端）
I-J	道路界（端）	W-X	道路界（端）
J-K	見通し界	X-Y	見通し界
K-L	道路界（端）	Y-Z	水路界（端）
L-M	見通し界	Z-a	見通し界
M-N	道路界（端）	a-A	地番界
N-O	見通し界		

縮尺 s=1:2,500
 0 100 200m